

# 特別定額給付金の手続きはお済みですか？

問い合わせ先 特別定額給付金コールセンター 28-6138

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が閣議決定され、家計への支援を行うため特別定額給付金事業が実施されることとなり、給付を開始しています。

特別定額給付金の受給には手続きが必要です。まだ手続きがお済みでない場合は、下記の要領で手続きを行ってください。

給付対象者	基準日〔4月27日(月)〕において、住民基本台帳に記録されている方(国籍は問いません)
受給権者	その方の属する世帯の世帯主
給付額	給付対象者1人につき10万円
申請方法	感染症の拡大防止の観点から、給付金の申請は「郵送申請方式」または「オンライン申請方式」を基本とし、給付は、原則として申請者の本人名義の銀行口座への振り込みにより行います。
申請締め切り	8月13日(木)まで

## 郵送申請方式

申請書に必要事項を記入し、「振込先口座の確認書類の写し」「本人確認書類の写し」を返信用封筒に入れて郵送してください。市に申請書が届き、不備がなければ口座に振り込み後、はがきでお知らせします。

## オンライン申請方式(受給権者のマイナンバーカードが必要)

国のウェブサイト「マイナポータル」から振込先口座を入力したうえで、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請します。スマートフォン(マイナンバーカード読み取り対応)、またはパソコン(ICカードリーダー付き)が必要となります。

オンライン申請時には、マイナンバーカード取得時に設定した暗証番号(英数字6～16桁)が必要となります。

原則としては郵送申請かオンライン申請をお願いしていますが、申請書の書き方などわからないことがある場合は、コールセンターまでご相談ください。

## ～ よくある質問 ～

Q. 住民税非課税世帯や生活保護受給世帯などでも、給付金の対象になりますか

A. 給付対象になります。収入による条件はありません。

Q. 基準日に生まれた子どもは給付対象になりますか

A. 給付対象になります。

Q. 基準日以降に亡くなった人は、給付対象者になりますか

A. 基準日以降に亡くなられた方についても給付対象になります。

Q. 世帯主が申請困難な場合は、どうしたらよいですか

A. 世帯主である受給権者が代理人に委任し、申請・受給することも可能です。代理人の範囲については、お問い合わせください。

Q. 給付金の受け取りについて、世帯内で個別に振り込むことは可能ですか

A. 今回の給付金は世帯構成員の給付をまとめて同一の口座に振り込みます。一部を別の口座に振り込むことはできませんので、ご了承ください。

## 詐欺にご注意ください！

給付金に関するメールや電話があったら...

# STOP! 給付金詐欺

「キャッシュカード」「暗証番号」の詐取に注意!

「特別定額給付金」(1人につき10万円)に関して

市町や総務省、県などが、

- ✖ キャッシュカードや通帳を預かったり、暗証番号を聞き出すこと
- ✖ ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすること
- ✖ 受給にあたり、手数料の振込みを求めること
- ✖ メールを送り、URLをクリックして申請手続きをを求めること

は、絶対にありません!

**始めましょう!!**

**犯人と話さない対策**

- 在宅時も留守番電話に設定する!
- 自宅の固定電話に自動通話録音機を設定したり、迷惑電話防止機能付きの電話機に取り換える!

**警察相談専用電話** #9110または089-931-9110

**消費生活相談専用電話** 188 (最寄りの相談窓口をご案内します)  
または 089-925-3700

愛媛県・各市町・愛媛県警察本部

# 避難所における新型コロナウイルス感染症対策について

問い合わせ先 防災まちづくり推進課 28-6934

新型コロナウイルス感染症がまん延する状況において、災害が発生し避難所を開設した場合、人が集まって生活をするため感染リスクが高まることから、感染症対策に万全を期することが重要です。

これから、台風シーズンを迎えるにあたり、避難所での感染症予防について考え、事前準備などを行いましょう。

## 親戚・友人の家などへ避難の検討

自宅での安全確保が可能な場合は、必ずしも避難所に行く必要はありません。避難所が過密状態となり、感染リスクが高まる場合もありますので、可能な場合は安全な地域にいる親戚や友人宅など、避難所以外の場所へ避難することも検討しましょう。

## 必要な持参品

市の備蓄品は数に限りがあります。自身の健康状態を確認するために体温計を持参するなど、可能な限り必要な物は持参してください。

## 持参していただきたい物

水、食料、日用品、常備薬、マスク、体温計

## 感染症対策の徹底

避難した方は、マスクを着用してください。また、こまめな手洗いを心掛けるとともに咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底してください。

## 避難所の衛生環境の確保

避難所は定期的に清掃し、物品などに目に見える汚れがあるときは、家庭用洗剤を用いて洗浄するなど、避難所の衛生環境を整えるようご協力ください。

## 十分な換気の実施、スペースの確保

避難所内は十分な換気に努めるとともに、避難者同士が十分なスペースを確保できるように留意します。避難所内が過密になることを防ぐため、ほかの避難所をご案内する場合がありますが、その際にはご協力ください。



## 医療・福祉現場で不足しています

マスク不足が続くなか、本市におきましても、かねてよりマスクの調達に努めており、また、市内の企業などからご寄付をいただくこともありますが、依然として十分な備蓄の確保は難しく、皆さまのご期待に沿う形でのマスク配布などの方策は、なかなか叶いません。

最近になって、市内の店頭におけるマスク販売の機会が少しずつ増えているようにも感じられますが、医療や介護の最前線においては、新型コロナウイルス感染症の危険を回避するために必要な量のマスクを確保できない状況から抜け出すめどがたっていません。

そのようななかで、本市では、現時点においても引き続き、市が調達したマスクを、医療機関はもとより、介護サービス事業所をはじめとする社会福祉施設、保育・幼稚園や学校現場などに優先的に配布し、集団感染の防止に役立てていただいているところです。

どうか、このような厳しい現状について、市民の皆さまの深いご理解をお願いします。



マスク不足です

## 温かい寄付に感謝します

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために多くの市内企業などからマスクや消毒液をいただきました

(順不同、敬称略)

シンワ株式会社  
大黒工業株式会社  
龍翔産業株式会社  
イーテック株式会社  
法皇青年会議所  
伍参會

ほか匿名希望数社

ご支援ありがとうございました！

# 福祉現場にもマスクを



問 保健センター  
28-6054

# 個人の方への支援事業

市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活に支障をきたしている方、税金などの納付にお困りの方などに向けて、さまざまな支援を実施しています。

下記以外にも、国・県などが行う支援もありますので、詳しくは、お問い合わせください。

給付	市民のみなさん	特別定額給付金	1人当たり10万円 ※詳しくは、2ページをご覧ください	特別定額給付金 コールセンター 28-6138
	子育て世帯の方	子育て世帯への 臨時特別給付金	児童手当（所得制限超過による特例給付となっている世帯を除く）を受給する世帯に対し、臨時特別の給付金（一時金）として、児童1人あたり1万円を支給します。公務員は申請が必要です。	こども課 28-6027
融資・貸付	離職により生活資金にお悩みの方	離職者緊急生活資金	<b>融資限度額</b> ：離職者1人当たり100万円 <b>融資期間</b> ：5年以内（6か月以内の据え置き可）	県労政雇用課 089-912-2500
	休業や失業で生活資金にお悩みの方	緊急小口資金	10万円以内（学校休校などの特例の場合は20万円） <b>据置期間</b> ：1年 <b>償還期限</b> ：2年以内 ※無利子	社会福祉協議会 28-6101
		総合支援資金（生活支援費）	月15万円以内（単身）、月20万円以内（複数） <b>貸付期間</b> ：原則3か月以内 <b>据置期間</b> ：1年 <b>償還期限</b> ：10年以内 ※無利子	
猶予・相談	市税の納付が難しい方	徴収の猶予	新型コロナウイルス感染症の影響で収入が急減している現状を受けて、固定資産税や市県民税などの市税の納付を無担保かつ延滞金なしで最大1年間猶予できる特例制度が設けられました。法令上の要件を満たす方は、市に申請いただくことで徴収の猶予を受けることができます。 ※詳しくは、9ページをご覧ください	税務課収納係 28-6011
	国民年金保険料の納付が難しい方	国民年金保険料の免除・納付猶予	新型コロナウイルス感染症の影響で収入源となる業務の喪失や売上げの減少などにより、収入が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除の手続きが可能になります。	新居浜年金事務所 0897-35-1300 市民窓口センター（年金担当） 28-6018
	介護保険料の納付が難しい方	介護保険料の減免・納付猶予	新型コロナウイルス感染症の影響で収入が大幅に減少したなど、一時的に介護保険料の納付が困難な場合、申請により保険料の減免や納付の猶予が適用される場合があります。	高齢介護課保険料係 28-6025
	国民健康保険料の納付が難しい方	国民健康保険料の減免・納付猶予	新型コロナウイルス感染症の影響で収入が大幅に減少したなど、一時的に国民健康保険料の納付が困難な場合、申請により保険料の減免や納付の猶予が適用される場合があります。	国保医療課 国民健康保険係 28-6020 収納係 28-6019
	市営住宅の家賃の支払いが難しい方	市営住宅家賃の減免・納付猶予	市営住宅の入居者で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が著しく減少した方を対象に、家賃を減免できる場合があります。	建築住宅課 28-6184
	水道料金などの支払いが難しい方	上水道料金・下水道使用料の支払いの相談	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が大幅に減少したなどの事情により、水道料金・下水道使用料・工業用水道料金のお支払いが困難な方はご相談ください	水道総務課 28-6452



# 事業者への主な支援事業

新型コロナウイルス感染症に係る事業活動縮小などの影響を受けた事業者に対しての、主な支援事業を紹介いたします。このほかにも国、県などが行う各種支援制度があります。制度には条件がありますので、詳しくは、市ホームページをご覧ください。

資金繰り	融資を受けたい	<b>特別貸付</b>	売上げ減少 5%以上 <b>限度額</b> ：3 億円（中小事業） 6,000 万円（国民事業） <b>用途</b> ：運転・設備資金 <b>担保</b> ：無担保 <b>金利</b> ：当初 3 年間基準金利から▲ 0.9%（条件あり）	日本政策金融公庫 【月～金曜日】 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 【土・日・祝日】 0120-327790（中小事業） 0120-112476（国民事業）
		<b>信用保証（セーフティネット）</b>	【4号】売上げ 20%以上減少 【5号】売上げ 5%以上減少 認定を受けると、市の経営安定化資金融資をはじめ、制度融資を申し込むことができます。	愛媛県信用保証協会 089-931-2114 産業支援課 28-6186
		<b>信用保証（危機関連）</b>	売上げ 15%以上減少	
		<b>経営安定化資金</b>	セーフティネット保証認定者 <b>利率</b> ：基準金利から▲ 0.4% <b>保証料</b> ：0.7%、0.8%（利子、保証料を市が補助）	融資に関すること 伊予銀行、愛媛銀行、 川之江信用金庫、東予 信用金庫、広島銀行、 中国銀行、百十四銀行、 香川銀行、愛媛信用金 庫、四国銀行、観音寺 信用金庫の市内本店・ 支店  制度に関すること 産業支援課 28-6186
		<b>利子補給</b>	○経営安定化資金 ○県新型コロナウイルス感染症対策資金 <b>補給期間</b> ：7 年（84 月）	
		<b>緊急経営資金</b>	売上げ 3%以上減少 <b>限度額</b> ：1,000 万円 <b>利率</b> ：基準金利から▲ 0.4% <b>保証料</b> ：0.45%～ 1.90% （完済後に市が補助：上限 500 万円分）	
		<b>振興資金</b>	売上げ減少幅に関係なく <b>限度額</b> ：500 万円 <b>利率</b> ：基準金利から▲ 0.4% <b>保証料</b> ：0.45%～ 1.90%（完済後に市が補助）	
売上げが減少した	<b>持続化給付金</b>	1 か月の売上げが前年同月比で 50%以上減少 <b>限度額</b> ：中小法人 200 万円 個人事業者 100 万円	持続化給付金 コールセンター 0120-115-570	
	<b>中小企業経営継続支援金</b>	<b>セーフティネット保証 4 号で融資を利用した方</b> <b>支給金額</b> ：必要経費額の 2 分の 1 または借入額の 10 分の 1 と比べて低い方の額（上限 100 万円）	産業支援課 28-6186	
開発支援	テイクアウトなど新たなビジネス展開を開始した	<b>えひめ版協力金</b> <b>新ビジネス展開協力金</b>  ※えひめ版協力金には、他にも支援制度があります	県企業電話相談窓口 089-909-3842	

## ※えひめ版協力金 新型コロナウイルス感染症対策推進事業者協力金

4/13～5/31の間に、飲食店、食料品・医薬品・衛生用品を扱う小売店において、フィルムや間仕切りによる飛沫防止、ソーシャルディスタンスサインの導入など、3密を避ける取り組みを行った事業者に対する協力金（1事業者5万円）の申請がお済みでない場合は、忘れずに申請ください。

問 県企業電話相談窓口 089-909-3842